

日本税理士会連合会監修  
税理士のための税務特化情報誌

旬刊

# 速報 税理

<http://tax.gyosei.jp>

2013

7/21号



きょうせい

●おかげさまで120年、これからの100年も!!

## Tax Zoom in

### 5年連続下落の路線価に 下げ止まりの兆し、 被災地にも上昇地点

国税庁公表の25年分路線価から、  
上昇・横ばい地域の状況を見る

／ 1

## 今旬の動向

### 出向先の給与負担金も 給与拡大税制の税額控除対象

／ 8

### 生産等設備投資促進税制の 対象や判定方法を明示

／ 9

移転価格税制と過大支払子税制との関係を明確化

／ 10

公益法人等への贈与の日とは贈与が履行された日

／ 11

振替口座簿に記載された有価証券は営業所等で判断

／ 12

## 特集

### 教育資金の一括贈与の 非課税制度の実務ポイント

／ 22

## コンテンツ

今旬の事件 所定の書類の添付漏れを理由に、  
贈与税の非課税措置の適用を否認

／ 6

業際の動向 自社株式を交付する際の信託は期末に総額法で評価

／ 13

税目別Q & A 還付所得事業年度で更正等があった場合の  
欠損金の繰戻しによる還付金額は?

／ 14

消費税アップ目前ですが、節税間に合いますか?

／ 16

特殊関係者間取引の税務 事前確定届出給与の留意点

／ 18

税を尽くす“キャンプ無き”まで調べるの?

／ 20

ブラッシュアップ判例・裁判例 株式25%以上保有でも  
株式保有特定会社に該当しないとされた事件

／ 32

相続税物語 競馬脱税事件

／ 36

節税ワンポイント・アドバイス 社会保険診療報酬の  
所得計算の特例の改正

／ 39

日税連News 26年度税制改正に関する建議

／ 42

## 教育資金の一括贈与の非課税制度の実務ポイント

税理士  
落合 孝裕

### I ■「教育資金の一括贈与の非課税制度」の仕組み

#### I 制度ができた背景

平成25年度税制改正で、「教育資金の一括贈与の非課税制度」が創設された。まずは、制度ができた背景から見てみよう。

##### (1) 世代間の資産格差の拡大

世代間の資産格差は年々広がっている。40代までの若い世代は、そのすべてが貯蓄

より負債の方が多い「債務超過」になっているのに対して、60歳以上の世代は貯蓄から負債を差し引いて約2,000万円のプラスとなっている。【図表1】

60歳以上の世帯の貯蓄額の割合は、全世代の貯蓄の65.7%と、約3分の2を占めている。さらに、60歳以上の世帯のうち、2,500万円以上は31.9%、4,000万円以上は16.7%にもなる。

##### (2) 教育資金はどのくらいかかるか？

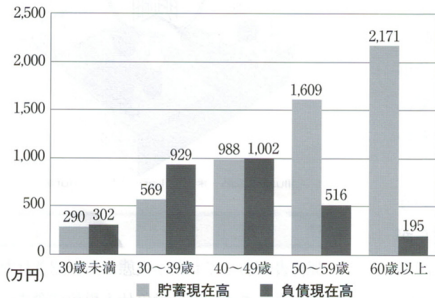
一方で、幼稚園から高校まで子どもの教育にかかる費用は、次のようになっている。

##### 【図表2】【図表3】

中学校から私立に進学する割合は年々高くなっており、東京都では16.5%になる（東京都教育委員会）。

仮に、中学校から私立に通うと、高校までの費用は1,003万円、さら

【図表1】 年代別貯蓄及び負債残高



家計調査報告(貯蓄・負債編)

平成24年平均結果速報(二人以上の世帯)(総務省統計局)

に大学4年間では、私立文系で386万円、私立理系では512万円と、合計で1,400~1,500万円程度かかる。

こういった背景を考慮して、1,500万円という非課税額が定められたと推察される。

多額の金融資産を保有している60歳以上の世代から、若い世代に資産を移転させ、消費を喚起させることになる。

また、平成27年よりの相続税の基礎

控除額の縮小という増税に先駆けて、生前贈与をおこなわせるという意図もあるようだ。

## 2 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、直系尊属（父母、祖父母など）からの30歳未満の子ども・孫などへ、信託銀行や銀行などを利用して一定の手続きにもとづき、1,500万円までの教育資金の贈与をした場合は、贈与税は非課税となる。

教育資金とは、学校などに支払われる入学

【図表2】 幼稚園から高等学校までの学習費総額<sup>(注①)</sup>

No	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	学習費総額
1		公立			504万円
2	私立	公立			599万円
3		公立		私立	662万円
4	私立	公立		私立	757万円
5	私立	公立	私立		1,003万円
6		私立			1,702万円

(注①) 学校教育費、学校給食費、学校外活動費（塾、習い事など）

文部科学省 平成22年度「子どもの学習費調査」の結果について

【図表3】 大学4年間でかかる費用

No	区分	入学金①	授業料②	施設設備費③	①+(②+③)×4年
1	国立 <sup>(注①)</sup>	282,000円	535,800円	0円	2,425,200円
2	公立 <sup>(注②)</sup>	315,707円	535,959円	0円	2,459,543円
3	私立文系 <sup>(注③)</sup>	253,167円	743,699円	158,540円	3,862,123円
4	私立理系 <sup>(注③)</sup>	267,869円	1,040,472円	189,406円	5,187,381円
5	私立医歯系 <sup>(注④)</sup>	1,020,487円	2,896,519円	884,816円	23,708,497円

(注①) 文部科学省令による標準額。設備費等は徴収される場合があります。

(注②) 文部科学省 平成23年度学生納付金調査（入学金は地域内と地域外の平均値）

(注③) 私立のデータは以下より

文部科学省 平成23年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）

(注④) 年数は6年で計算

金、授業料などが対象となる。

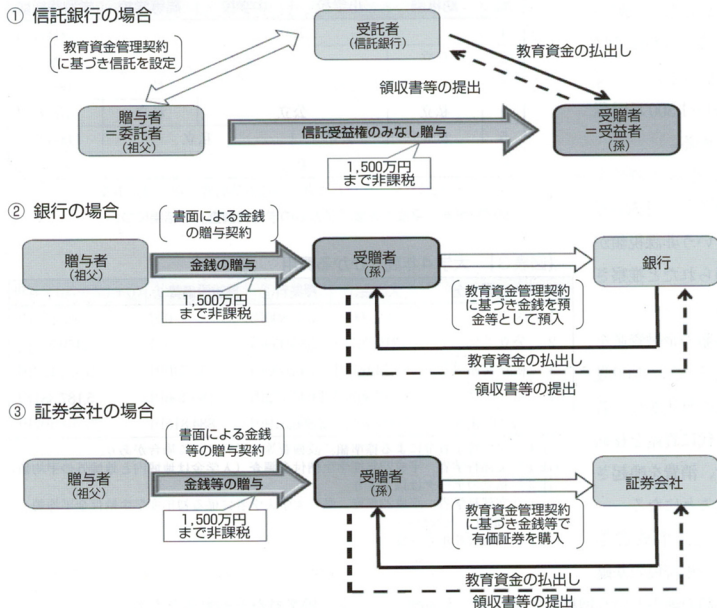
学校以外の習い事（塾など）の費用も対象になるが、非課税枠の1,500万円のうち500万円が限度となる。

また、30歳の時点で残金がある場合は、その残金に対しては贈与税が課税される。

## 3 金融機関の口座の開設

金融機関の口座の開設については、それぞれ以下の手順でおこなう。税務署での手続きは不要である。【図表4】

【図表4】 贈与を受けてから教育資金管理契約を締結するまでの流れ



注 上記②又は③の場合には、受贈者は贈与により金銭等を取得した後2月以内（通常は贈与契約日後2月以内となります。）に、教育資金管理契約に基づき、金銭を預金等として預入し、又は金銭等で有価証券を購入しなければなりません。

上記③の場合に、贈与者の証券口座から受贈者の証券口座へ有価証券を振替えたときは、有価証券の購入があったものとみなされます。

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A」 国税庁

(1) 信託銀行

贈与をする委託者（父母、祖父母など）と信託銀行が、教育資金の管理のための要件を満たす信託契約を締結して、金銭を信託銀行に信託をする。

贈与を受ける受益者（子ども、孫など）は、

信託がされる日までに、「教育資金非課税申告書」（以下「非課税申告書」という）を、信託銀行を経由して税務署に提出する。受益者が未成年者である場合は、親権者がおこなうことになる。

(2) 銀行

贈与者（父母、祖父母など）と受贈者（子ども、孫など）が書面で贈与契約を結び、非課税申告書を、銀行を經由して税務署に提出し、受贈者名義の口座へ贈与資金を預け入れる。

(3) 証券会社

非課税申告書の提出までは(2)と同様。その後、有価証券（MRFまたはMMF）を購入する。

(4) 金融機関ごとの取り組み姿勢

金融機関のうち、信託銀行は積極的に口座獲得に取り組んでいる。

三井住友信託銀行は、5月27日までに、2,150件の契約で213億円の入金（1件あたり991万円）。三菱UFJ信託銀行は、3,500件の契約で242億円の入金（同691万円）となっている（毎日jp 毎日新聞5月29日）。

一方で消極的なのが証券会社で、制度が開始して2ヶ月経過した6月3日に、主要証券会社ではマネックス証券が初めて対応を始めた（同社ホームページ）。

は(ロ)の提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

(イ) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法のみを、その口座からの払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

(ロ) (イ)以外の方法を教育資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

なお、上記(イ)又は(ロ)の選択をした後は、その後において選択の変更はできないので、注意が必要だ。【図表5】

ただし、受贈者が30歳に達した、または、口座の残高がゼロとなった、ことにより契約が終了した場合は、その終了した日において金融機関に提出していない領収書等があれば、その終了の翌月末までに、金融機関に提出しなければならない。

## 4 教育資金の支払いと口座からの払出し

実際に教育資金の支払いがあった後の領収書等の提出期限は、次のようになっている。

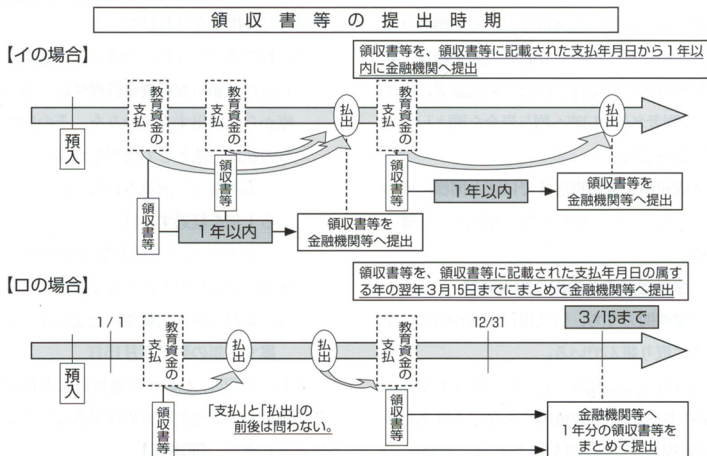
贈与を受けた子どもや孫（＝受贈者）は、教育資金の領収書その他支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」という）を、受贈者が選択した方法ごとに定められた次の(イ)又

## 5 口座の資金の追加

口座の資金が限度額未満のときの取扱いについては、次のようになっている。

口座に預け入れた金額が、非課税の限度額である1,500万円に達していない場合には、平成27年12月31日までの間に、1,500万円からすでに預け入れた金額を差し引いた残額を限度として、口座に資金を追加することがで

【図表5】 口座からの払出し



「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ & A」 国税庁

きる。

この場合、「追加教育資金非課税申告書」を、すでに口座を開設している金融機関に提出する必要がある。金融機関がその申告書を受理した日に、税務署に提出されたものとみなされる。

また、当初に預け入れた金額がたとえば1,000万円で、その全額を使い切って契約が終了し、その後新たに500万円を預け入れる場合は、「追加教育資金非課税申告書」ではなく「教育資金非課税申告書」を、金融機関に提出することになる。

また、2以上の金融機関に別々の口座を持つことはできないので、注意が必要だ。

## 6 口座の終了

教育資金管理契約は、次に定める日のいずれか早い日に終了する。

- (イ) 贈与を受けた子どもや孫(＝受贈者)が30歳に達した場合……30歳に達した日
- (ロ) 受贈者が死亡した場合……死亡した日
- (ハ) 口座の残高がゼロとなった場合……ゼロとなった日

なお、財産を贈与した父母、祖父母(＝贈与者)の死亡によっても契約は終了せず、子どもや孫(＝受贈者)が30歳になるまで継続する。

## II ■ 対象となる学校等の定義

次に具体的に、教育資金の支払い対象となる「学校等」の範囲を見てみよう。

### 1 学校等の範囲

「教育資金の一括贈与の非課税制度」における学校等の範囲は、次のようになっている。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
  - (2) 大学、大学院
  - (3) 高等専門学校
  - (4) 専修学校、各種学校<sup>(注1)</sup>
  - (5) 保育所、保育所に類する施設（**[2]**(1)参照）、認定こども園
  - (6) 外国の教育施設のうち一定のもの（**[2]**(2)参照）
  - (7) 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
  - (8) 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、
  - (9) 職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校
- (注①) 対象となるものについては、以下に一覧の掲載がある。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1332563.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm)

(注②) (※)の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限る。

### 2 注意すべきポイント

- (1) 「保育所に類する施設」とは？  
上記**[1]**(5)の「保育所に類する施設」とは、以下のものとなる。
  - ① 障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限る）が行われる施設
  - ② 家庭的保育事業が行われる施設
  - ③ 市区町村が単独で補助等を行っている認可外保育施設
  - ④ 都道府県知事から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設
- (2) 「外国の教育施設のうち一定のもの」とは？  
上記**[1]**(6)の「外国の教育施設のうち一定のもの」とは、以下のものとなる。
  - ① 外国にあるもの
    - (イ) その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）
    - (ロ) 日本の小学校、中学校又は高等学校と同

等であると文部科学大臣が認定したもの

- 日本人学校
- 私立在外教育施設

② 国内にあるもの

- (イ) インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）

(ロ) 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの

- 外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの）
- 外国大学の日本校

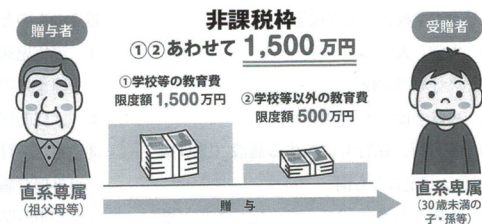
(ハ) 国際連合大学

### Ⅲ ■ 対象となる教育資金の範囲とその分岐点

次に、教育資金の範囲を、具体的に見てみよう。

非課税枠の1,500万円のうち、学校等以外の教育費（以下②及び③）については、合計で500万円までが非課税となっている。【図表6】

【図表6】 非課税枠の考え方



「教育資金贈与の非課税措置のご案内」（税務研究会 税研情報センター）

#### 1 学校等に支払う場合

学校等に対して支払われたことが、領収書等により確認できる費用については、1,500万円までが贈与税は非課税となる。

例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費などが挙げられる。

なお、これらには、学校等が費用を徴収し、

業者等に支払う場合も含む。

#### 2 業者に支払う場合

学校で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者に支払いがなされる場合は、1,500万円の非課税枠の対象とならない。

ただし、学生の全部又は大部分が支払うべきものと学校が認めたものについては、500万円までの非課税枠の対象になる。



たとえまったく同じ費用であっても、「業者」に支払ったものは、取扱いが異なるので注意が必要だ。

500万円の非課税枠の対象となる費用とは、具体的に、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で「業者」を通じての購入や支払いを保護者に依頼している以下のものとなっている。

この場合は、領収書等に加え、「学校等からの文書」<sup>(注①)</sup>を金融機関に提出する必要がある。

(注①) 年度や学期の始めに配布されるプリント、学校便り、教科書購入票など

- (1) 教科書・副教材費
- (2) 教科教材費(リコーダー・裁縫セット等)
- (3) 学校指定の学用品費(制服、体操着、ジャージ、上履き、通学靴等)
- (4) 卒業アルバム代
- (5) 修学旅行・自然教室等の校外活動費
- (6) 給食費

### 3 習い事の教室等

習い事に支払う費用も、500万円の非課税枠の対象となる。

具体的には、以下の教育活動の指導の対価(月謝、謝礼、入会金、参加費など)として支払う費用や、施設使用料などだ。

さらに、以下で使用する物品の費用も対象となる。ただし、指導を行う者を通じて購入するもの(=指導を行う者の名で領収書が出

るもの)に限る。

なお、個人で購入した場合(例:塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入)は、対象とならない。

- (1) 学習(学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプ等の体験活動など)
- (2) スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)
- (3) 文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)
- (4) 教養の向上のための活動(習字、茶道など)

ただし、上記(1)~(4)については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限られる。

### 4 社会通念上相当と認められないもの

習い事の教室等で、社会通念上相当と認められないものは、次のようなものがあげられる。当然、非課税の対象とはならない。

- (1) 賭博やギャンブルに関するもの(カジノの手法を教える教室)
- (2) 酒類やたばこを楽しむことを目的とする講習
- (3) 遊興・遊技を内容とするもの(トランプ、パチンコ、麻雀、ゲーム、カラオケ、手品、占い等を教える教室など)
- (4) 娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの

## IV ■ 相続税対策としての非課税制度の活用と贈与税が課税されるケース

最後に具体的な活用方法について考えてみよう。

### (1) 相続税の節税として活用する

平成27年より、相続税の計算をするうえでの基礎控除額が4割削減されて、大幅な増税となる。

たとえば、相続人が妻に子ども2人で合計3人の場合、基礎控除額が8,000万円から4,800万円となり、3,200万円分が相続税の対象となる。

教育資金の贈与を2人分おこなえば、1,500万円×2人分=3,000万円が相続税の対象から除外され、増税分が差引はほぼゼロという計算になる。

平成27年以降の課税価格ごとの、この制度を活用して各受贈者ごとに1,500万円の非課税枠いっぱいを使った後の、相続税の総額は、【図表7】の通りとなる。

この制度を活用することにより、納税額がどのくらい減少するかがわかる。

### (2) この制度のメリット

#### ① 3年以内贈与の加算がない

相続人が相続開始前3年以内に、被相続人(亡くなった人)から贈与を受けた財産は、相続税の対象となる財産に加算される。

一方で、この制度を適用して非課税の特例

を受けた金額は、相続税に加算されることはない。その後贈与を受けた側が、30歳になるまでに教育資金として、じっくり使っていけばよいことになる。

また、相続直前の贈与でも相続財産に加算されることはないが、贈与者の意思が確実にあったことは前提となる。

#### ② 贈与の有無でまず問題視されない

相続税の申告書を提出して1~2年のうちに約30%の税務調査が入る。

そのとき、孫名義の預金について、「贈与が成立しておらず、名義を借りただけで実質は亡くなった人の財産ではないですか?」と、調査官から指摘されることがある。

被相続人(=亡くなった人)から孫の預金口座へ、生前に振り込みを行っていたとしても、被相続人が孫の通帳や届出印を保管していれば、贈与は成立していないことになる。

となると、被相続人の財産となり、結局、相続税の対象となってしまう。

一方で、教育資金の贈与については、口座を開設するとき所定の手続きに従って行うこと、また、その後の教育費の支払いについては金融機関がチェックすること、などから税務調査で贈与が成立していないことを指摘されることは、まずないだろう。

このように、非課税の贈与が確実に成立する点でも、有効な相続税対策となる。

(3) 生活費、教育費の非課税も活用する

相続税法の取扱いでは、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」については、贈与税は非課税となっている（相続税法21の3）。

扶養義務者とは、配偶者、直系血族、兄弟姉妹、などとなる。

つまり、別生計であれ、直系血族である祖父母が孫の教育費を負担することは、そもそも非課税となっているのだ。

ただし、この取扱いは、生活費や教育費としてその都度使い切ることが前提となっている。

教育資金の一括贈与とは、まとまった金額の贈与をおこなうために使うことがよいだろう。

一段の相続税の節税を考えるとすれば、「扶養義務者相互間の非課税の取扱い」を活用して、祖父母から生活費の贈与を毎月受け、使い切るということが、さらに有効な相続税対策ということになる。

【図表7】 教育資金の贈与をおこなうことによる「相続税の総額」

前提条件：平成27年以降の相続を前提、配偶者の税額軽減前  
贈与しない場合の現状と孫などに贈与後との比較、各人に1,500万円の贈与をおこなうことを前提（単位：万円）

課税価格 (基礎控除額控除前)	現状と贈与 後の区分	法定相続人				
		妻、子1人	妻、子2人	妻、子3人	妻、子4人	
1億円	現状	770	630	525	450	
	受贈者の数	1人	545	413	338	263
		2人	320	225	160	100
		3人	130	70	10	0
2億円	現状	3,340	2,700	2,435	2,250	
	受贈者の数	1人	2,890	2,325	2,098	1,913
		2人	2,440	1,950	1,760	1,575
		3人	1,990	1,608	1,423	1,263
3億円	現状	6,920	5,720	5,080	4,700	
	受贈者の数	1人	6,320	5,195	4,630	4,288
		2人	5,720	4,670	4,180	3,875
		3人	5,120	4,145	3,730	3,488
5億円	現状	15,210	13,110	11,925	11,000	
	受贈者の数	1人	14,535	12,473	11,363	10,438
		2人	13,860	11,835	10,800	9,875
		3人	13,185	11,198	10,238	9,350
		4人	12,520	10,620	9,710	8,900
		5人	11,920	10,095	9,185	8,450
7億円	現状	24,500	21,740	19,770	18,600	
	受贈者の数	1人	23,750	21,065	19,095	18,000
		2人	23,000	20,390	18,420	17,400
		3人	22,250	19,715	17,745	16,813
		4人	21,510	19,060	17,175	16,250
		5人	20,835	18,423	16,613	15,688
10億円	現状	39,500	35,620	33,270	31,300	
	受贈者の数	1人	38,750	34,908	32,595	30,625
		2人	38,000	34,195	31,920	29,950
		3人	37,250	33,483	31,245	29,275
		4人	36,500	32,770	30,570	28,600
		5人	35,750	32,058	29,895	27,925